個人別明細書 記入例

㉛ 給与支払報告書（個人別明細書）

※ ※種別 ※整理番号 ※

支払を受ける者 住所 ① 名護市港〇丁目〇番地〇号（国頭郡本部町東〇〇番地）
※区分 （支給者番号） （個人番号） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
（役職名） 氏名 （フリガナ） ﾅｺﾞ ﾀﾛｳ 名護 太朗

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	② 内 千 円 5,831,643	千 円 4,122,400	千 円 2,788,237	内 千 円 0

(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)					16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数
有 従有 老人	③ 千 円 260,000	特定 人 1	従人	老人 内 人	従人	その他 人	人 1	特別 内 人 1	その他 人	④ 人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 千 円 648,237	千 円 120,000	千 円	⑤ 千 円 66,700

（摘要）
C (1)名護 正太(非居住者) (2)名護 五郎(年少)
前職：有限会社 おきなわ 平成29年3月31日退職
支払金額 910,000円 社会保険料 65,000 源泉税額9,000 ⑬

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	52,722 円	19,800 円	72,664 円	円	114,840 円

住宅借入金等特別控除の額の内訳							
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日（1回目）	26 年 7 月 11 日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住(特)	住宅借入金等年末残高（1回目）	11,500,000 円
住宅借入金等特別控除可能額	205,000 円	居住開始年月日（2回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		住宅借入金等年末残高（2回目）	円

⑥

(源泉・特別)控除対象配偶者			配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
	(フリガナ) ﾅｺﾞ ﾊﾅｺ / 氏名 名護 花子 / 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	区分	⑦ 円 970,000	円	円

⑧ ⑨

控除対象扶養親族			区分	16歳未満の扶養親族			区分
	(フリガナ)	ﾅｺﾞ ﾊﾙｺ			(フリガナ)	ﾅｺﾞ ｻﾌﾞﾛｳ	
	氏名	名護 春子			氏名	名護 三郎	
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
2	(フリガナ)	ﾅｺﾞ ｲﾁﾛｳ		2	(フリガナ)	ﾅｺﾞ ｱｷｺ	
	氏名	名護 一郎			氏名	名護 秋子	
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			個人番号	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
3	(フリガナ)	ﾅｺﾞ ｼﾞﾛｳ		3	(フリガナ)	ﾅｺﾞ ﾌﾕｺ	
	氏名	名護 二郎			氏名	名護 冬子	
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			個人番号	9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
4	(フリガナ)	ﾅｺﾞ ﾅﾂｺ		4	(フリガナ)	ﾅｺﾞ ｼﾛｳ	
	氏名	名護 夏子			氏名	名護 四郎	
	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7			個人番号	1 0 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 (1) 203456789012 ⑩
5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号 (2) 304567890123 ⑪

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦 一般	寡婦 特別	寡夫	勤労学生

中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 明	大	昭	平	年	月	日
○		30	4	1			○		44	10	31

支払者 個人番号又は法人番号 ⑫ 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 <右詰で記載してください。>
住所(居所)又は所在地 名護市港〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇産業 ※押印不要 (電話) 0980-00-0000

（市町村提出用）

①	支払を受ける者	・住所・・・平成31年1月1日現在(中途退職者は退職時)の住所を記載します。 ※1月1日の実際の住所が住民登録のある住所と異なる場合は、実際の住所の下に()書きで住民登録地の住所の記載もお願いします。 ・個人番号・・・受給者のマイナンバーを記載します。
②	支払金額	平成30年中に支払った給与等の金額を記載します。中途就職者で前職分の支払金額も含めて年末調整した場合は、前職分の金額も合算して記載します。
③	配偶者(特別)控除の額	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載します。
④	非住居者である親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうちに国外に居住する非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載します。
⑤	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額を記載します。当該控除額が算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します。
⑥	住宅借入金等特別控除の額の内訳	・住宅借入金等特別控除適用数 控除の適用がある場合は、当該控除の適用数を記載します。 ・住宅借入金等特別控除可能額 控除額が算出所得税額を超えるため、控除しきれない控除額がある場合に記載します。 ・居住開始年月日(1回目、2回目) 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載します。 ・住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目) 適用を受けている控除の区分ごとに、「住・認・増・震」を記載します。また、当該控除の対象が特定取得に該当する場合は、後ろに「(特)」を記載します。 ・住宅借入金等年末残高(1回目、2回目) 2以上の控除の適用がある場合又は特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載します。
⑦	配偶者の合計所得	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載します。源泉控除対象配偶者の場合は所得の見積額を記載します。
⑧	(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族	控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。また、当該配偶者及び扶養親族が国外に居住する非居住者である場合には、区分の欄に〇を付します。
⑨	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。また、当該扶養親族が国内に住所を有しない場合には、区分の欄に〇を付します。
⑩	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載します。この場合、マイナンバーの前には「(適要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにします。
⑪	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	5人目以降の16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載します。この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにします。
⑫	支払者の個人番号または法人番号	支払者が、法人の場合は法人番号を、個人事業主の場合はマイナンバーを右詰めで記載します。また、総括表に押印があれば、個別明細書に押印する必要はありません。
⑬	摘要	●平成31年度市・県民税を特別徴収できない場合は、普通徴収とする理由に該当する略号(a～f)を記載します。略号の記載がない場合は特別徴収となります。 ●障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する場合には、その配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載します。(例「氏名(同配)」) ●⑧、⑨の欄に入りきらない5人目以降の扶養親族の氏名を記載します。この内、扶養親族の氏名の前には括弧書きの数字を付し、⑩・⑪の欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにします。また、この欄に記載される扶養親族が次に該当する場合にはそれぞれ次の内容を記載します。 ・16歳未満の扶養親族→「氏名(年少)」　・国外に居住する非居住者→「氏名(非居住者)」 ●中途就職者で、前職場給与等を通算して年末調整を行った場合には、前職分の給与支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、前職場の名称・住所・退職年月日を記載します。